

第
6
章

資 料

○第4期あんぱちっ子すくすくプラン作成経過

年 月 日	内 容
平成30年12月18日	第1回安八町子ども・子育て会議 ・ニーズ調査について ・認定こども園の利用定員数について
平成30年12月25日～平成31年1月18日	ニーズ調査の配布および回収
平成31年3月26日	第2回安八町子ども・子育て会議 ・ニーズ調査報告書について
令和元年8月29日	第3回安八町子ども・子育て会議 ・計画策定の背景、目的、計画期間と計画の位置付けの確認 ・安八町の現状とニーズについて
令和元年12月25日	第4回安八町子ども・子育て会議 ・計画の基本理念と基本的視点、基本目標について ・行動計画、数値目標について
令和2年1月14日～31日	パブリックコメントの実施（意見・要望なし）
令和2年2月10日～3月11日	子ども・子育て支援法第61条第9項に基づく岐阜県との協議
令和2年3月11日	コロナウイルス対策で第5回安八町子ども・子育て会議中止により、計画の修正案と同意書の発送
令和2年3月17日	全委員より同意を得る

○平成30年度・令和元年度安八町子ども・子育て会議委員名簿

分 野	団体・役職名	氏 名	備 考
学識経験者	議会議長	古澤 榮一	令和元年10月31日まで
		山中 美恵子	令和元年11月 1 日から
	民生文教常任委員長	碓井 昭夫	令和元年10月31日まで
		岩田 讓治	令和元年11月 1 日から
岐阜大学教育学部教授	今村 光章		
教育長職務代理者	坂 隆史		
事業従事関係者	校長会代表	金森 透	
	保育園長代表 こども園長代表	浅野 邦子	平成31年 3月31日まで
		宮田 真寿美	平成31年 4月 1 日から
保護者関係者	小学校PTA代表	説田 清仁	平成31年 3月31日まで
		小原 茂裕	平成31年 4月 1 日から
	保育園保護者会長 こども園保護者会長	河村 真由美	平成31年 3月31日まで
		長屋 佳栄	平成31年 4月 1 日から
地域団体関係者	区長会長	棚橋 清隆	
	民生児童委員協議会長	安藤 延邦	令和元年11月30日まで
		金森 憲	令和元年12月 1 日から
	主任児童委員	田中 幸子	令和元年11月30日まで
岩田 淳子 大平 美恵子		令和元年12月 1 日から	
子ども会育成協議会長	藤田 尚行	平成31年 3月31日まで	
	戸田 智香	平成31年 4月 1 日から	

※会長は議会議長・副会長は区長会長

○安八町子ども・子育て会議条例

〔平成25年9月20日〕
〔 条 例 第 19 号 〕

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、安八町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 会議の庶務は、福祉課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 安八町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年安八町条例第4号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略